

第1章 総則

第1 目的

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行されたことに伴い、この行政手続法の目的趣旨にのっとり、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定めることにより、統一的な運用を図ることを目的とする。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (4) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (5) 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (6) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (7) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (8) 「駿伊危規則」とは、駿東伊豆消防組合危険物の規制に関する規則（令和3年駿東伊豆消防組合規則第5号）をいう。
- (9) 【 】部分は、総務省消防庁通知、通達、質疑回答等をいう。
- (10) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。

2 行政指導部分

本審査基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書（*）を付した。